

議 長 日程第5「認定第5号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を説明いたします。

寄簡易水道の事業概要ですが、給水人口1,424人、給水世帯686世帯、年間有収水量18万1,194立米でございます。

310ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,194万385円、歳出総額4,986万5,065円、歳入歳出差引額は207万5,320円、繰越額はございませんので、実質収支額は207万5,320円でございます。

312、313ページをお願いします。歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入、節1、水道使用料は1,368万8,362円、収納率は94.4%でございます。節2、滞納繰越分64万1,551円、収納率は34.7%でございます。なお、令和4年度も3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として水道使用料の基本料を4か月分の減免をいたしました。減免した額につきましては、一般会計繰入金として繰り入れております。

款2、分担金及び負担金、項・目・節ともに負担金の加入負担金につきましては、5件分でございます。消火栓維持管理負担金は、消火栓78基分の維持管理費として一般会計より収入しております。

款3、使用料及び手数料、項・目・節ともに手数料につきましては、給水工事の際の検査、審査及び給水の中止・開始に伴う手数料でございます。

款4、繰入金、項・目・節ともに一般会計繰入金につきましては、長期債元金と利子の償還金、コロナ対策による水道基本料減免分等に充当するものでございます。

款5、繰越金の前年度繰越金は499万5,082円でございます。

314、315ページをお願いします。款7、町債につきましては、簡易水道事業債は土佐原配水池送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源送水ポンプ更新工事に公営企業会計適用債は特別会計から企業会計への移行に係る分でございます。

316、317ページをお願いします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費です。備考欄をお願いします。0101管理的経費の主な支出としまして、10、需用費のうち光熱水費は、水源4か所の取水ポンプ並びに7か所の送水ポンプの電気料です。修繕費は漏水5件と施設修理費でございます。役務費につきましては、コンビニ収納及びスマホ決済の手数料でございます。委託料のうち、水道使用料検針業務委託料は、検針員に対する業務委託料でございます。量水器取替委託料は、計量法によるメーター器の交換で、当年度は98器交換しております。水質検査委託料は、各水源5か所で水質検査と一般家庭等7か所で行う水質検査及び放射性物質水質検査でございます。緊急遮断弁検査委託料は、配水池において毎年点検を行っております。震度5弱で遮断するものでございます。寄簡易水道事業公営企業会計移行委託料は、特別会計から公営企業会計への移行に係るものでございます。17、備品購入費は、量水器交換に使用する量水器、水道メーターのことでございますが、98器でございます。26、公課費は、前年度に収入した消費税が支出した消費税よりも多かったため、支払うものでございます。27、繰出金は、上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っている関係で、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。0102会計年度任用職員給与費につきましては、水道施設管理業務従事者報酬3名分で、業務内容は水道施設点検、残留塩素測定、施設内の草刈り等でございます。

316、317ページをお願いいたします。投資的事業でございます。土佐原配水送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源送水ポンプ更新工事でございます。

最後に、公債費につきましては、長期債元金22件分、長期債利子29件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 暫時休憩します。午後3時5分より再開いたします。 (14時50分)